

軽自動車税の税率が変わります

税制改正により軽自動車税の税率が変わります

四輪車等の税率については、新車登録年月や4月1日現在の経過年数に応じて税率が異なり、13年を超える車両はグリーン化を進める観点からの税率（重課）が適用されます。新車登録年月は、車検証の表記では初度検査年月となっています。（平成27年4月1日現在の法令に基づくご案内）

■三輪以上の軽自動車

種 別				平成28年度以降の税率		
				平成27年3月31日までに登録された車(※1)	平成27年4月1日以降に登録された車(※2)	登録されてから13年を超える車(※3)
軽自動車	三輪で、総排気量660cc以下			3,100円	3,900円	4,600円
	四輪以上で、総排気量660cc以下	乗 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円

(※1) 平成26年度までに登録された四輪車等については、新車登録年月から13年を経過するまで現行の税率を適用します。
 (※2) 平成27年度以後に新車購入された四輪車等については、新車登録年月から13年を経過するまで新税率が適用されます。
 (※3) 平成28年度は特例により平成14年以前の車両が対象となります。その後、平成29年度は平成16年3月以前、平成30年度は平成17年3月以前になります。なお、被けん引車は除きます。

■グリーン化特例

新車登録年月が平成27年度中の三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃料性能の優れた、環境負荷の小さい次の基準を満たす車両について、平成28年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例（軽課）を適用します。なお、各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄で確認できます。

種 別				平成28年度限定税率		
				電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)	平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)	
		■乗用 平成32年度燃費基準+20%達成車	■乗用 平成32年度燃費基準達成車			
		■貨物用 平成27年度燃費基準+35%達成車	■貨物用 平成27年度燃費基準+15%達成車			
軽自動車	三輪で、総排気量660cc以下			1,000円	2,000円	3,000円
	四輪以上で、総排気量660cc以下	乗 用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		貨物用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
			自家用	1,300円	2,500円	3,800円

■原動機付き自転車及び二輪車等

種 別			種 別		
平成28年度以降の税率			平成28年度以降の税率		
原動機付自転車	50cc以下	2,000円	小型特殊自動車	農耕作業用	2,000円
	90cc以下	2,000円		その他	5,900円
	125cc以下	2,400円	軽 二 輪	250cc以下	3,600円
	ミニカー	3,700円	小型二輪自動車	250cc超	6,000円

お問い合わせ 町民生活課税務係 ☎52-3315